徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申個第１４号

第１　審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第２　諮問事案の概要

１　個人情報開示請求

令和２年１２月１７日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成１４年徳島県条例第４３号。以下「旧条例」という。）第１４条第１項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「私と県とが協議した関係書類全部（Ｒ○．○月○日～Ｒ○．○月○日付けまでの書類）農林水産部阿南」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２　実施機関の決定

令和３年１月４日、実施機関は、本件請求に対して「令和○年○月○日付け協議書、同月○日付け協議書、同年○月○日付け協議書、同月○日付け協議書、同月○日付け協議書」として、旧条例第２０条第１項の規定により個人情報開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知している。

３　審査請求

令和３年１月８日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

４　諮問

令和５年１０月１８日、実施機関は、旧条例第４２条及び徳島県情報公開･個人情報保護審査会設置条例（令和５年徳島県条例第１６号）附則第７項の規定に基づき、徳島県情報公開･個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第３　審査請求人の主張要旨

１　審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

２　審査請求の理由

県は、公開した資料の完全な型ちで出せ。受付した協議書等の課内で回した伺い印を出せ。

第４　実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件決定の理由については次のとおりで

ある。

審査請求人が請求した「私と県が協議した関係書類　農林水産部阿南」とは、実施機関が職務権限を有し、かつ南部総合県民局農林水産部〈阿南〉（以下「農林水産部阿南」という。）の所管事務に関する事柄について、審査請求人から協議書と称して一方的に提出された書類（「以下「協議書類」という。）及び、協議書類の提出があった旨を、情報共有として所属内に報告した公文書等であると解釈し、本件書類を開示した。

審査請求人からの審査請求内容の一つ目は、本件書類のうち、審査請求人から提出された協議書類において、文字の一部が欠け、判読できない箇所があったため、文字が欠けていない書類を要求しているものである。

しかしながら、審査請求人から提出された協議書類の原本も、文字が欠けており、農林水産部阿南は、文字が欠けていない書類は所有していない。

審査請求内容の二つ目は、開示した５件の協議書類において、内部で回覧した際の回覧印の押印が書類の１枚目のみで、２枚目以降に押印がないため、２枚目以降に回覧印が押印された書類を要求しているものである。

しかしながら、書類を回覧する際の通常の処理としては、書類の１枚目のみに回覧印を押印し回覧することから、開示した５件の協議書類も同様に処理しており、農林水産部阿南は審査請求人が主張する、２枚目以降に回覧印が押印された書類は所有していない。

以上のことから、農林水産部阿南は、審査請求人が令和○年○月○日から令和○年○月○日付けで農林水産部阿南に一方的に提出した協議書なる書類のほかには、請求対象となる保有個人情報は作成又は取得していないため、旧条例第２０条第１項の規定に基づき本件書類のみを開示している。

第５　審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

１　本件請求について

本件請求は、審査請求人が実施機関に提出した協議書及びその添付書類並びにこれらの書類に関連して作成し、又は取得した公文書に記録された保有個人情報の開示を求めるものであると解されるところ、実施機関は、協議書等に記載された保有個人情報を開示する処分を行った。

これに対し、審査請求人は公開した書類が一部欠けているため、欠けていない書類を求めている。また、協議書類を課内で回覧している書類について、開示された文書のほかに、回覧印がある公文書が存在すると主張しているため、当該公文書の保有の有無を検討する。

２　審査請求人が主張している公文書の保有の有無について

実施機関の弁明によると、審査請求人は、公開した書類が一部欠けているため、欠けていない書類を求めているが、審査請求人から提出された協議書類の原本も文字が欠けており、文字が欠けていない書類は保有していないとのことである。

また、審査請求人は、開示した５件の協議書類において、開示された文書のほかに、回覧印がある公文書が存在すると主張しているが、実施機関によると、書類を回覧する際の通常の処理としては、書類の１枚目のみに回覧印を押印し回覧することから、２枚目以降に回覧印が押印された書類は保有していないとのことである。

審査請求人は、審査請求書に「公開した資料の完全な型ちで出せ。受付した協議書等の課内で回した伺い印を出せ。」と記しているが、文字が欠けていない書類と２枚目以降に回覧印が押印された書類の存在をうかがわせる事実は確認できなかったため、当審査会としては、審査請求に係る保有個人情報が記録された文書の存在を認めることはできない。

以上により、請求対象となる保有個人情報は作成し、又は取得していないとの実施機関の説明に不合理な点はない。

３　結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第１　審査会の結論」のとおり判断する。

第６　審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年　　月　　日	内　　　　　容
令和５年１０月１８日	諮問
令和６年　１月２６日 第３部会（第６回）	審議
同　　年　２月１６日 第３部会（第７回）	審議

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第３部会委員名簿

（５０音順）

氏　　名	職　　業　　等	備　　考
遠　藤　理恵子	弁護士	
篠　原　靖　典	徳島文理大学大学院人間生活学研究科教授	
竹　原　大　輔	弁護士	部会長
田　中　里　佳	公認会計士、税理士	